

後見制度支援預金規定

後見制度支援預金は「普通預金規定」および「定額自動振込規定」の定めるところに加え、本規定の定めるところにより取扱います。

1. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年後見人（以下、「後見人」といいます。）に対し、家庭裁判所が「指示書」を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届出る預金者の後見人が行うものとします。
- (3) この預金の利用を開始する場合は、当行所定の手数料を当行に支払うとともに、指示書に記載された金額を申込口座に入金するものとします。
- (4) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (5) 後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

2. (ご利用について)

- (1) インターネット支店を除く全店でご利用いただけます。
- (2) 家庭裁判所の発行した指示書に基づき、ご利用いただけます。
- (3) 入出金等は、口座を開設した店舗でのみご利用いただけます。

3. (取引方法)

- (1) この預金は、後見人が指示書を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
 - ① この預金からの払戻し
 - ② この預金への追加預入
 - ③ この預金口座からの定額自動振込の設定および変更
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過、その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

4. (届出事項に変更等があった場合の取り扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行に直ちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 通帳または届出の印章の喪失（後見人）
- (2) 預金者の住所、その他の届出事項の変更（後見人）
- (3) 後見人の選任および資格喪失（後見人）
- (4) 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更（後見人）
- (5) 預金者の死亡の事実（相続人または後見人）
- (6) 預金者の後見開始取消し審判の確定（預金者または後見人）

5. (お取引の制限)

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- (1) キャッシュカードの発行
- (2) ATMの利用
- (3) インターネットバンキングの利用
- (4) この預金口座からの各種料金等の自動支払および給与、年金、配当金等の自動受取
- (5) マル優扱制度の利用

6. (解約)

(1) この預金を解約する場合、「指示書」とともに通帳、届出印章を持参のうえ口座開設店に申し出てください。ただし、次の場合には、指示書の提出は必要ありません。

① 預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用がなくなったとき

(2) 次の各号に該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

① 預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用がなくなったとき

② 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

7. (適用条項)

(1) この規定に定めのない事項については、「普通預金規定」および「定額自動振込規定」が適用されるものとします。

(2) 本規定と「普通預金規定」および「定額自動振込規定」の条項が抵触する場合にはこの規定の条項が優先して適用されるとします。

8. (規定の改定)

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの記載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上